

# 相続のてびき

● 株式会社かんぽ生命保険 ●

# 目次

---

---

1	はじめに	1
2	相続に関する基礎知識	
	(1) 相続とは？	2
	(2) だれが相続人となるのか？（相続人の範囲など）	2
	(3) 相続人の順位はどうなるの？（相続順位）	3
	(4) 相続人やその代襲者もない場合はどうなるの？	5
	(5) 相続の割合はどうなるの？（法定相続分）	5
3	相続に関する手続き	6
4	相続人の確認ができる戸籍謄本の例	8
5	戸籍謄本の見方	
	・ 全部事項証明書	9
	・ 改製原戸籍	10
6	保険証券（保険証書）の見方	12
	〔参考〕相続確認表	
	・ ご相続人さま 質問表	13
	・ ご相続人さま 関係図	14

# 1 はじめに

---

かんぽ生命保険および簡易生命保険の保険契約者さまや保険金受取人さまが亡くなられた場合の相続に関するお手続きについて、ご案内いたします。

相続の状況等によっては、必要な書類や書類の記載方法が本書の記載している内容と異なる場合がありますので、お手続きをされる場合は、お近くの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンターにお問い合わせいただき、ご確認くださいませようお願いいたします。

※「かんぽ生命の保険契約」とは、平成19年10月以降に、当社が引き受けた保険契約のことをいいます。

※「簡易生命保険の保険契約」とは、平成19年9月までに、郵便局でお申込みいただいた保険契約のことをいいます。

かんぽコールセンター

フリーダイヤル：0120-<sup>ここに</sup>552-<sup>きこう</sup>950

受付時間：9:00～21:00（平日）

9:00～17:00（土・日・休日）

※ 1/1から1/3を除きます。

## 2 相続に関する基礎知識

### (1) 相続とは？

相続とは、ある方(被相続人)が亡くなられた場合、その方の財産に属した一切の権利義務が、その方の親族の中の一定の方(相続人)に承継されることをいいます。  
(民法第882条、896条)

### (2) だれが相続人となるのか？(相続人の範囲など)

相続人となるのは、被相続人の「配偶者」「子」「直系尊属」「兄弟姉妹」です。  
また、相続開始前に被相続人の「子」あるいは被相続人の「兄弟姉妹」が死亡等により相続権を喪失したときには、その者の子(「代襲者」)が相続することとなります。  
これを、「代襲相続」といいます。

(民法第887条～890条)

#### 「配偶者」とは…

- 婚姻によって夫婦となった者を相互に配偶者といいます。
- 婚姻は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって成立するもので、婚姻届を出していない夫婦(内縁)など「事実上の婚姻関係にある者」は配偶者とはなりません。

#### 「子」とは…

- 実子、養子(注1)、嫡出子、非嫡出子(注2)を問いません。
- 胎児は生まれることを条件として相続人とみなされます。  
(注1) 養子になっても実の親との親子関係が存続する「普通養子」と、実の親との関係を消滅させ、養親を実の親子同様とする「特別養子」があります。  
(注2) 嫡出子とは法律上の正式な婚姻関係にある夫婦間の子をいい、婚姻関係にない夫婦間の子を非嫡出子(嫡出でない子)といいます。

#### 「子」の相続権

- 普通養子は、実親と養親の両方の相続人となります。
- 特別養子は、養親のみの相続人となります。
- 非嫡出子は、母に対しては第1順位の相続人となります。父に関しては、父がその子を認知していれば、第1順位の相続人となります。
- 後妻が死亡した場合で、先妻との間に子がある場合、その子が後妻と養子縁組をしていれば、後妻の第1順位の相続人となります。
- 離婚した妻が子の親権を持っている場合でも、その子は父の第1順位の相続人となります。

#### 「直系尊属」とは…

- 直系の関係にある父母、祖父母など、自分より前の世代にある者をいいます。
- 相続の順位は、親等の近い者から上位となります。

## 2 相続に関する基礎知識

### (3) 相続人の順位はどうなるの？(相続順位)

相続人には第1順位～第3順位まであります。先順位の相続人がいるときは、次の順位の者は相続人になれません。

#### 相続人

「相続人」とは、次の表に掲げる者であり、この表の順位により先順位の者が保険金等の受取人となります。

相続人の定義 → 民法で定められた相続権を有する人のことです(故人と同一生計であったか否かは関係ありません)。

順位	相続人(保険金等受取人)
1	被相続人の『配偶者』+『子』
	被相続人の『配偶者』+『孫』 <b>《注①》</b>
2	被相続人の『配偶者』+『父母』
	被相続人の『配偶者』+『祖父母』 <b>《注③》</b>
3	被相続人の『配偶者』+『兄弟姉妹』
	被相続人の『配偶者』+『兄弟姉妹の子』 <b>《注②》</b>

先順位の者が存在しない場合、次順位の者が権利を取得

**【配偶者】**  
☞ 婚姻届を提出していない者は含まれません。  
☞ **相続開始時に配偶者であった者は、常に相続人です。**

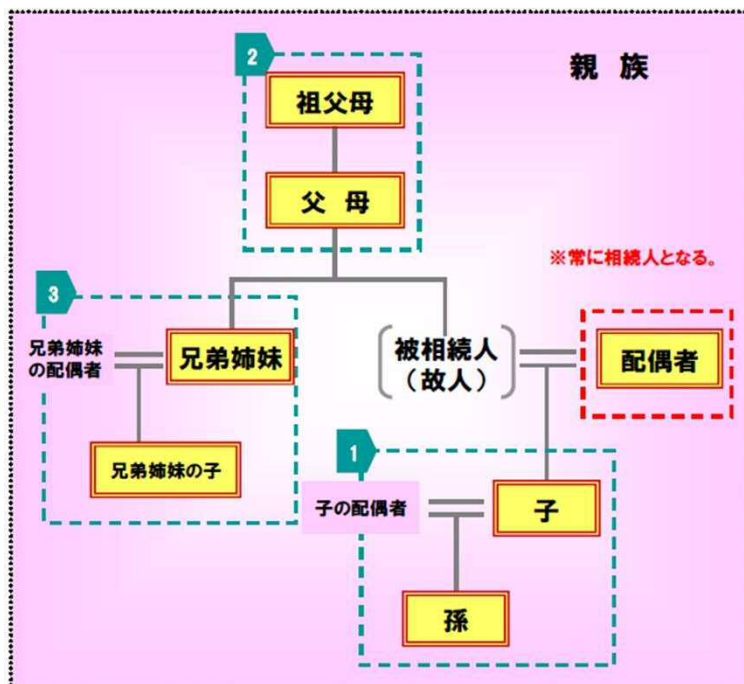
**【子】**  
☞ 養子・胎児(死亡して生まれた場合は除外)・非嫡出子も相続人です。

**【代襲相続】**  
☞ **被相続人の子が相続の開始前に死亡したとき、又は相続権を失った場合において、その者に子があるときは、その子が同順位の相続人となります。**

**《注①》**子(直系卑属)の代襲相続は、孫・ひ孫・玄孫とどこまでも代襲します。  
**《注②》**兄弟姉妹(傍系血族)の代襲相続は、甥・姪までの1回限りの代襲となります。

**《注③》**  
☞ 祖父母は、被相続人の父母がともに死亡したり相続権を失った場合に相続人となります。

#### ～ 相続人関係図 ～



## 2 相続に関する基礎知識

### 【参考】遺族制度

遺族制度とは簡易生命保険およびかんぽ生命の保険契約の各種約款において規定されており、死亡保険金受取人が無指定状態の場合に、死亡保険金等の請求権を有する者のことです。

第1～第8順位があり、先順位の遺族がいるときは、次の順位の者は請求権を持ちません。

### 遺族

「遺族」とは、次の表に掲げる者であり、この表の順位により先順位の者が保険金等の受取人となります。

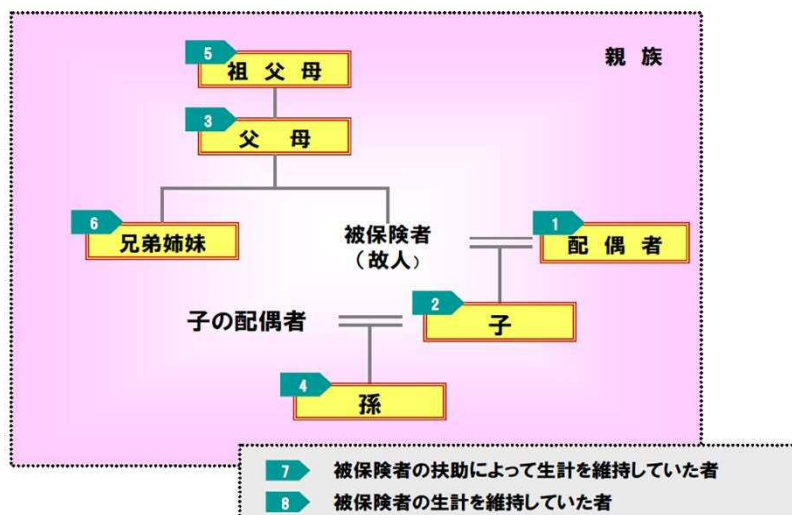
遺族の定義 → (普通養老保険普通保険約款では第27条に規定)

順位	遺族 (保険金等受取人)
1	被保険者の『配偶者』(※法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
2	被保険者の『子』
3	被保険者の『父母』
4	被保険者の『孫』
5	被保険者の『祖父母』
6	被保険者の『兄弟姉妹』
7	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
8	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

先順位の者が存在しない場合、次順位の者が権利を取得

⚠ 遺族であっても、被保険者、遺族の先順位者または同順位者を故意に死亡させた者は、保険金等の受取人になれません。

### ～ 被保険者を中心とする遺族関係図 ～



注1 被保険者の遺族のうち、「子」および「兄弟姉妹」には、民法に定められている代襲相続と同様の仕組みはなく、ひ孫・甥姪等は含まれません。

注2 簡易生命保険の保険契約の場合、被保険者の遺族に該当する者がいないときには、その保険金は他の加入者の配当原資に充てられます。

注3 かんぽ生命の保険契約の場合、被保険者の遺族に該当する者がいないときには、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金等の受取人となります。

## 2 相続に関する基礎知識

### (4) 相続人やその代襲者もない場合はどうなるの？

第3順位の相続人もその代襲者もすべて存在しない場合、相続財産は法人となり、「相続財産管理人」が相続財産の管理および清算をすることとなります。その後、「特別縁故者」からの請求もないと、国庫に帰属することとなります。  
(民法第951条、959条)

#### 「相続財産管理人」とは…

- 第3順位の相続人もその代襲者もすべて存在しない場合、相続財産は法人となり、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求によって、相続財産管理人が選任されます。
  - 相続財産管理人は、不在者の財産管理人と同じ権利義務を負い、財産の管理および清算をすることとなります。
- (民法第952条、953条)

#### 「特別縁故者」とは…

- 相続人以外で被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者のことで、特別縁故者財産分与請求を家庭裁判所に請求し、認められた者をいいます。
  - 相続人の不存在が確定した場合、家庭裁判所は特別縁故者からの請求により相続財産の一部または全部をその者に分与することができます。
- (民法第958条の3)

### (5) 相続の割合はどうなるの？(法定相続分)

被相続人が遺言で相続分を指定しない場合や、被相続人が相続分を定めることを第三者に委託していない場合には、法律で定められた相続分が適用されます。同順位の相続人が複数人いるときは相続分は次の表のとおりとなります。(被相続人に配偶者がいない場合は、それぞれの順位の相続人がすべてを相続することになります。)

(民法第900条～902条)

順位	相続人	相続分	備 考
第1順位	配偶者	1/2	ア 子が数人あるときは相続分を均等に相続します。 イ 代襲相続人は被代襲者が受けるべき相続分を相続します。
	子	1/2	ウ 代襲相続人が数人あるときはイの相続分を均等に相続します。
第2順位	配偶者	2/3	ア 直系尊属が数人あるときは相続分を均等に相続します。
	直系尊属	1/3	イ 実父母、養父母の区別なく相続分は均等に相続します。
第3順位	配偶者	3/4	ア 兄弟姉妹が数人あるときは相続分を均等に相続します。 イ 父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は父母の双方を同じくする兄弟姉妹の1/2となります。
	兄弟姉妹	1/4	ウ 代襲相続人は被代襲者が受けるべき相続分を相続します。
			エ 代襲相続人が数人あるときはウの相続分を均等に相続します。

### 3 相続に関する手続き

保険契約者と被保険者が別人の保険契約で保険契約者が亡くなった場合の保険契約や、保険金の支払事由が発生後に保険金受取人が保険金をお受け取りにならないまま亡くなった場合の保険金は、相続の対象となります。

必要な書類は、「保険契約者を変更して保険契約を継続する場合」、「保険契約を解約する場合」、「保険金の支払請求を行う場合」などにより異なりますので、お近くの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

#### (1) 一般的な相続の請求に必要な書類

##### 必要書類

- ① 郵便局に備付けの所定の用紙(契約者変更等請求書等・保険金等支払請求書等)
- ② 保険証券(保険証書)
- ③ 手続きをされる方の運転免許証、健康保険証など※1
- ④ 手続きをされる方の印章
- ⑤ 相続人が確認できる書類(戸籍謄本など)
- ⑥ 保険契約者さま及び保険金等を受け取られる方のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類(入院保険金などの請求の場合には省略することができます。)※2

※1 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認が必要となる請求をされる場合で、健康保険証等の顔写真のない書類をご提示いただくときは、2種類の書類をご提示いただく必要があります。不明な点がございましたらご請求される前にお問い合わせください。

※2 平成28年1月1日以降に支払事由が発生した保険金等の場合に限ります。

##### 場合により必要な書類

- ・ 死亡証明書、入院証明書、被保険者の生年月日が確認できる書類
- ・ 新たに保険契約者となる方の預貯金通帳および届出印(引き続き、保険料の払込みが必要な場合に限ります。)
- ・ 保険料領収帳(窓口払込みの保険契約に限ります。) など



### 3 相続に関する手続き

#### (2) 注意事項

##### 相続人が複数人いる場合は…

相続人が複数人いる場合は、代表者の方(1名)に手続きをしていただくこととなります。相続人全員でご相談いただき、その中から代表者となられる方(1名)の選出をお願いいたします。

この場合には、次の書類を前述の必要書類とあわせてご用意ください。

- ① 相続人全員が記載・記名押印(実印)した代表者選定届
- ② 代表者の方以外の相続人全員の印鑑登録証明書(発行後6か月以内のもの)  
(印鑑登録証明書の提出が困難である方がいらっしゃる場合にはその方ご本人のみが使用できる公的書類(原本)(運転免許証など))  
※ 代表者選定届に代えて郵便局に備付けの所定の用紙(契約者変更等請求書等・保険金等支払請求書等)の裏面に記載いただくこともできます。  
※ 代表者の選定について、相続人の方に事実確認させていただく場合があります。  
あらかじめご了承ください。

当社所定の要件を満たす場合、「代表者選定届」の提出に代えて、「誓約書」を使用いただける場合があります。

詳しくは、最寄りの郵便局の保険担当の窓口またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

##### 相続人の中に未成年者がいる場合は…

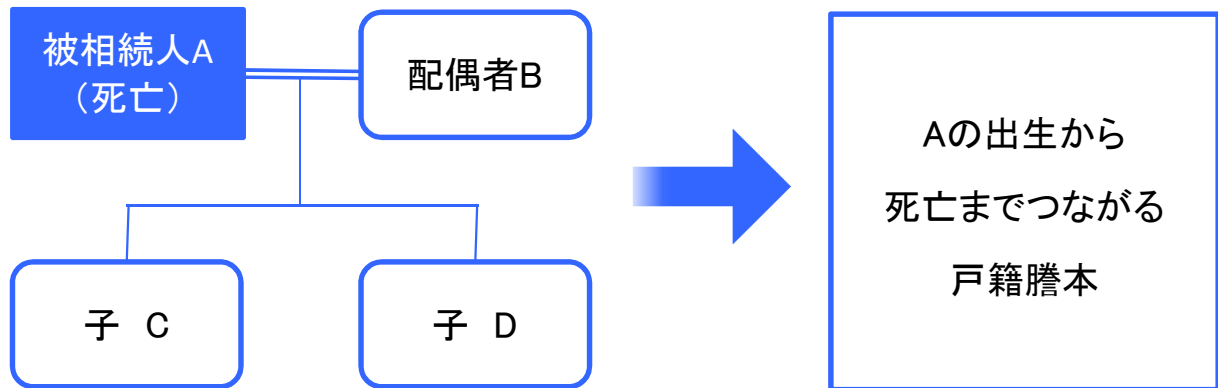
相続人の中に未成年者がいる場合は、相続人である未成年者自身(未成年者が記載等できない場合は親権者または未成年後見人)による記載・記名押印のほかに、法定代理人の方(親権者または未成年後見人)による記名押印も必要となります。

また、未成年者の方と法定代理人の方との続柄を確認できる書類(戸籍謄本など)の提出が必要となる場合があります。

## 4 相続人の確認ができる戸籍謄本の例

### 被相続人の配偶者と子が相続人となる場合

➡ 被相続人Aの出生から死亡までつながる戸籍謄本をご用意ください。



- ※ 一定の要件を満たしたときは、戸籍謄本の一部を省略できる場合があります。
- ※ 上記は例であり、必要となる戸籍謄本の種類や数は、被相続人および相続人の方の現在の状況により異なります。

ご不明な点については、お近くの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(0120-552-950)にお問い合わせください。

# 5 戸籍謄本の見方

## 全部事項証明書（平成6年法務省令による戸籍改製で、電子化された戸籍謄本）

戸籍謄本のうち電算化されたものを「全部事項証明書」といいます。

※ 戸籍謄本が電算化されていない自治体もありますので、「全部事項証明書」の発行有無については戸籍を管理する地方自治体へお問い合わせください。

全部事項証明	
1 本籍	東京都A区A町1丁目1-1
2 氏名	保険 A男
3 戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成16年7月31日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 A男 【生年月日】昭和8年7月9日 【父】 保険 B男 【母】 保険 C子 【続柄】 四男
4 身分事項 出生	【出生日】昭和8年7月9日 【出生地】神奈川県B市B区B町 【届出日】昭和8年7月15日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和38年4月25日 【配偶者氏名】年金 D子 【従前戸籍】埼玉県C市C区C町3丁目1-1
配偶者の死亡	【配偶者の死亡日】平成21年4月4日
戸籍に記録されている者	【名】 D子 【生年月日】昭和10年9月2日 【父】 年金 E男 5 【母】 年金 F子 6 【続柄】 二女
除籍	
身分事項 出生	【出生日】昭和10年9月2日 【出生地】東京都D区D町 【届出日】昭和10年9月5日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】昭和38年4月25日 【配偶者氏名】保険 A男 【従前戸籍】東京都D区D町4丁目1-1
死亡	【死亡日】平成21年4月4日 【死亡時分】午前7時7分

（戸籍）筆頭者の個人欄

筆頭者以外の個人欄（配偶者・子）

死亡等により除籍された場合は、「除籍」と記載されます。

発行番号\*\*\*\*\*

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇 〇〇 〇〇

役所の 公印

### 1 本籍欄

本籍は、戸籍上の所在地が記載されています。

### 2 筆頭者氏名欄

戸籍の筆頭に記載される者の氏名が記載されています。

### 3 戸籍事項欄

在籍者全員に共通な戸籍全体に関する下記の事項が記載されています。

- ・新戸籍の編製
- ・転籍
- ・戸籍の訂正
- ・戸籍の改製
- ・氏の変更
- ・再製
- ・戸籍の抹消
- ・戸籍の削除

<記載例>

- ・「婚姻により…」の記載がある婚姻による新戸籍編製。
- ・「…から転籍」の記載がある本籍地を移転したことによる編製。
- ・「平成六年法務省令第51号…による改製」の記載がある戸籍事務の電算化による改製。

### 4 身分事項欄

本人に関する下記のような変動の原因とその年月日が記載されています。

- ・出生
- ・離縁
- ・氏名の変更など
- ・認知
- ・婚姻
- ・縁組
- ・離婚

### 5 父母欄

非嫡出子の場合、「認知」事項を父の戸籍にも記載するようになっています。

### 6 父母との続柄欄

父母との続柄が記載されています。

## 5 戸籍謄本の見方

### 改製原戸籍（平成6年法務省令による戸籍改製前まで使われていた様式）

法令等の改正によって様式や書き方が変更されたため、使われなくなった古い様式の戸籍を「改製原戸籍」といいます。

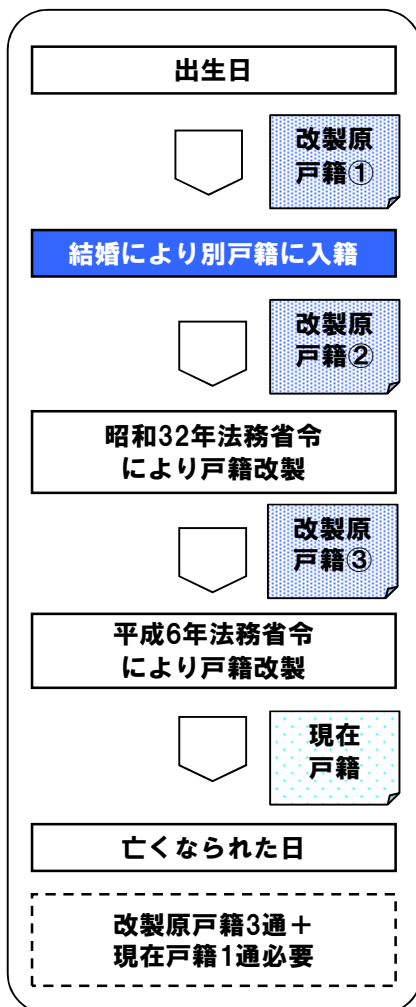
※ 必要となる通数は亡くなられた方や相続人となられた方によって異なります。

戸籍の改製は、昭和32年および平成6年の法務省令により行われており、本籍を移転していなくても、謄本が複数になる場合があります。

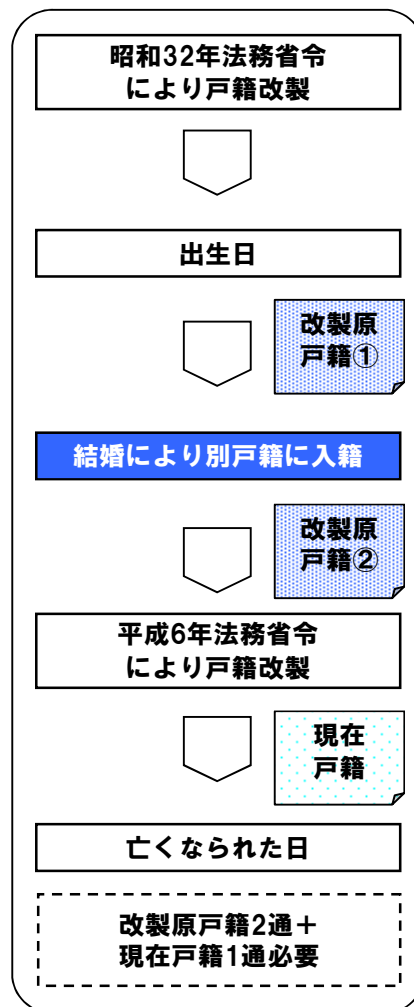
改製時に新たに編成された戸籍には、その時点で戸籍に在籍する方のみ転記されるため、結婚や養子縁組等により除籍されている方が存在する場合、改製後の戸籍謄本のみでは除籍されている方の確認ができなくなります。

被相続人の出生からお亡くなりになった日までに被相続人の戸籍に記載された方を漏れなく確認するために、改製前の戸籍(改製原戸籍)を全部事項証明書とあわせて提出していただく必要があります。

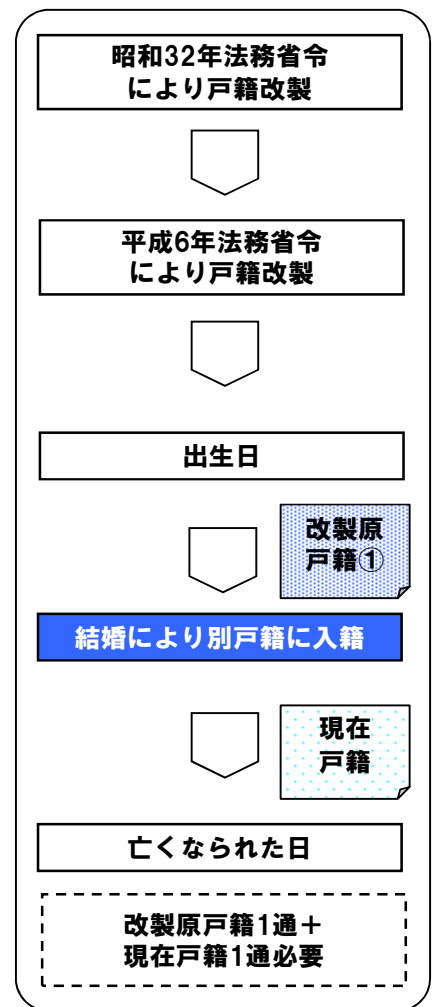
【例1】



【例2】



【例3】



# 5 戸籍謄本の見方

		4		3		1	
		号保険C子戸籍から入籍 届出神奈川県B市B区B町二丁目一番地一 昭和参拾八年四月式拾五年金D子と婚姻 同月拾五日父届出入籍 昭和八年七月九日神奈川県B市B区で出生		川県C市C区C町三丁目一番地 一号から転籍届出		本籍 東京都A区A町一丁目一番地一号 昭和六拾参年七月式拾五日神奈 川県C市C区C町三丁目一番地	
		印		印		印	
		夫		母		父	
生 出		A 男		C 子 男		亡 保 險 B 男 四	
昭和八年七月九日							

(戸籍)筆頭者の個人欄

- 1 本籍欄**  
本籍は、戸籍上の所在地が記載されています。
- 2 筆頭者氏名欄**  
戸籍の筆頭に記載される者の氏名が記載されています。
- 3 戸籍事項欄**  
在籍者全員に共通な戸籍全体に関する下記の事項が記載されています。
  - ・新戸籍の編製
  - ・転籍
  - ・戸籍の訂正
  - ・戸籍の改製
  - ・氏の変更
  - ・再製
  - ・戸籍の抹消(削除)

<記載例>

  - ・「婚姻により…」の記載がある婚姻による新戸籍編製。
  - ・「…から転籍」の記載がある本籍地を移転したことによる編製。
  - ・「法務省令第二十七号により改製」の記載がある一夫婦一戸籍(昭和32年法務省令第二十七号)による戸籍の改製。
  - ・「平成六年法務省令第51号…による改製」の記載がある戸籍事務の電子化による改製。

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

		昭和参拾九年七月七日東京都A区で出生同月十五日父届出入籍		昭和参拾九年七月七日午前参時参分参で死亡同月拾四日夫届出除籍		E男戸籍から入籍		届出東京都D区D町四丁目一番地		昭和参拾八年四月式拾五日保険		日父届出入籍		昭和参拾九年九月式日東京都D区で出生同月五日	
		印		印		印		印		印		印		印	
		父		母		妻		母		父		母		父	
生 出		G 子		D 子 女		A 男 長		D 子		F 子 女		E 男 二		年 金	
昭和参拾九年七月七日															

筆頭者以外の個人欄(配偶者・子)

- 4 身分事項欄**  
本人に関する下記のような変動の原因とその年月日が記載されています。
  - ・出生
  - ・離縁
  - ・氏名の変更など
  - ・認知
  - ・婚姻
  - ・縁組
  - ・離婚
- 5 父母欄**  
父母が婚姻している場合は、父欄についてのみ氏を記載し、母欄の氏の記載は省略されています。また、非嫡出子の場合、「認知」事項が父の戸籍にも記載されています。
- 6 父母との続柄欄**  
父母との続柄が記載されています。

# 6 保険証券(保険証書)の見方

保険証券(保険証書)の該当箇所をご参照のうえ、お手続きに必要な書類へ必要事項をご記入ください。  
 なお、保険証券(保険証書)の<表面>には契約締結時のご契約内容が印字されており、その後、各種請求などによりご契約内容の変更があった場合は、変更後の内容が保険証券(保険証書)<表面>または<裏面>へ記載されます。

※ 保険証券(保険証書)を死亡保険金請求時等にすでに当社へご提出済みで、必要書類へのご記入が困難な場合は、取扱郵便局へお問い合わせください。

※ 保険証券(保険証書)のレイアウトは、ご契約時期により若干異なる部分もございますので、ご了承ください。

## <表面>

1 保険種類 《新フリープラン》 保険種類 普通養老保険		2 保険証券記号番号 01 00 0000000 号																
3 契約日(保険期間の始期) 2019年 4月 1日		4 責任開始日 2019年 3月 20日																
5 保険金額 満期保険金 金2,000,000円 死亡保険金 金2,000,000円 保険金の倍額支払の場合の金額 2,000,000円		6 保険料額の合計額(基本契約及び特約) 金10,500円																
7 特約種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約種類</th> <th>特約保険金額</th> <th>特約保険料額</th> <th>特約保険期間の終期</th> <th>特約保険料払込期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無配当災害特約</td> <td>円 2,000,000</td> <td>円 50</td> <td>2029年 3月31日</td> <td>2029年 3月31日</td> </tr> <tr> <td>無配当総合医療特約1型</td> <td>円 2,000,000</td> <td>円 450</td> <td>2029年 3月31日</td> <td>2029年 3月31日</td> </tr> </tbody> </table>		特約種類	特約保険金額	特約保険料額	特約保険期間の終期	特約保険料払込期間の終期	無配当災害特約	円 2,000,000	円 50	2029年 3月31日	2029年 3月31日	無配当総合医療特約1型	円 2,000,000	円 450	2029年 3月31日	2029年 3月31日	8 保険料払込済年齢(基本契約) 47歳 保険料払込期間の終期(基本契約) 2029年 3月 31日 保険料払込方法(回数) 月掛 保険料払込方法(経路) 口座払込み 保険料払込時期 毎月1日から末日まで 配当金支払方法 積立	
特約種類	特約保険金額	特約保険料額	特約保険期間の終期	特約保険料払込期間の終期														
無配当災害特約	円 2,000,000	円 50	2029年 3月31日	2029年 3月31日														
無配当総合医療特約1型	円 2,000,000	円 450	2029年 3月31日	2029年 3月31日														
9 お支払いする保険金の額 ○無配当災害特約 特約死亡保険金額…特約保険金額に相当する金額 傷害保険金額…身体障害の状態により、特約保険金額の1.0、3.0、5.0、7.0又は10.0倍 入院保険金額(日額)…特約保険金額×1.5/1000 ○無配当総合医療特約1型 入院初期保険金額…1回の入院につき、入院保険金額(日額)の5倍 手術保険金額…入院保険金額(日額)の2.0倍又は5倍 放射線治療保険金額…入院保険金額(日額)の1.0倍		10 特約保険料額の合計額 金500円 印紙税申告納付につき 税務署承認済																
この保険証券の作成年月日・作成場所 2019年 3月 28日 本社作成																		

1 保険種類欄  
 保険契約の種類を記載しております。

2 保険証券(保険証書)記号番号欄  
 ご契約ごとに付与している番号です。

3 契約日欄  
 (または保険契約の効力発生年月日)  
 保険契約にご加入いただいた年月日を記載しております。

4 生年月日・性別欄  
 被保険者さまの生年月日および性別を記載しております。  
 なお、被保険者さまと契約者さまが別人のご契約につきましては、それぞれの生年月日および性別を記載しております。

5 保険金額欄  
 ご契約の基本保険金額を記載しております。

6 特約種類・特約保険金額欄  
 ご契約に付加されている、特約種類および特約保険金額を記載しております。

## <裏面>

7 再度証券発行・契約異動変更等 再度証券発行・契約異動変更等	
2019年 4月 1日 被保険者の性別を確認しました。	株式会社かんぼ生命保険印
2019年 4月 1日 保険契約者の性別及び生年月日を確認しました。	株式会社かんぼ生命保険印
2019年 3月 20日 指定代理請求特別Ⅱを適用し、指定代理請求人を指定/変更しました。	株式会社かんぼ生命保険印

7 再度証券(証書)発行・契約異動変更等欄  
 ご契約締結時または各種お手続きの際に、ご確認させていただきました内容およびご契約内容の異動変更(保険金額の変更、受取人変更、特約の中途付加および解約)があった場合に、変更履歴を記載させていただく欄となります。  
 ※ご契約内容確認をされる場合は、表面だけでなく必ず裏面もご確認願います。

## 相続確認表（ご相続人さま 質問表）

■ 以下の手順で「相続確認表（ご相続人さま関係図）」をご記入ください。

【手順1】 「相続確認表（ご相続人さま関係図）」の「A～C」および「K、L」の該当箇所に必要事項をご記入ください。

【手順2】 下記の質問1～8について、「はい」または「いいえ」のいずれかを○で囲んでください。  
「相続確認表（ご相続人さま関係図）」の「D～J」について、質問の回答に応じて確定した記入範囲に、ご相続人さま氏名等をご記入ください。

質問1	はい いいえ	「D」配偶者欄にお名前を記入し、質問2へ 配偶者がお亡くなりになった場合のみ、「D」配偶者欄にお名前と死亡年月日を記入し、質問2へ
被相続人（お亡くなりになられた方）に、配偶者はいらっしゃいますか。	はい いいえ	
質問2から順番にご確認いただき、回答にて記入範囲が確定した場合、後ろに続く質問のご確認は不要です。		
質問2	はい いいえ	記入範囲「E」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> すでにお亡くなりになられたお子さまがいらっしゃる場合、質問3へ 初めからお子さまがいらっしゃらない場合、質問5へ
質問3	はい いいえ	記入範囲「E、F」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> 質問4へ
質問4	はい いいえ	記入範囲「E」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> 質問5へ
質問5	はい いいえ	記入範囲「E、F、G」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> 質問6へ
質問6	はい いいえ	記入範囲「E、F、G、H、I」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> 質問7へ
質問7	はい いいえ	記入範囲「E、F、G、H、I、J」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> すでにお亡くなりになられた兄弟姉妹がいらっしゃる場合、質問8へ
質問8	はい いいえ	初めから兄弟姉妹がいらっしゃらない場合、記入範囲「E、F、G、H、I」 <a href="#">（ここで質問終了です）</a> 記入範囲「E、F、G、H、I、J」 <a href="#">（以上で質問終了です）</a> 記入範囲「E、F、G、H、I、J」 <a href="#">（以上で質問終了です）</a>

# 相続確認表(ご相続人さま関係図) 1/2

■ この用紙は、各種相続手続きのため、被相続人さま(お亡くなりになられた方)とご相続人さまのご関係をご記入いただくものです。  
 ※ 書き損じの際は、二重線で抹消の上、訂正してください。(訂正印は不要です)

**第1順位**の相続人さまがご健在の場合は記入不要です。

父	母
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
死亡 海外居住	死亡 海外居住

( )

**第2順位**

子	子
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住

( )

**【「相続確認表 関係図」の記入例】**

①お亡くなりの場合

子	子
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住

( )

②その他の場合(ご記入ください)

子	子
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住

( )

・行方不明  
・相続放棄  
・遺言  
・認知等

**A**

遺言書などの有無の確認

(1) 相続人間の紛議	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(2) 遺産分割協議書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(3) 被相続人の遺言書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

遺言執行者が指定されている場合は、2枚目の「遺言執行者」欄にご記入ください。

**B**

被相続人 (お亡くなりになられた方)

おところ： 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前： \_\_\_\_\_

生年月日： ( 明 大 昭 平 令 年 月 日 )

死亡年月日： ( 平成 令和 年 月 日 )

**C**

代表相続人

おところ： 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前： \_\_\_\_\_

ご連絡先電話番号： ( \_\_\_\_\_ ) 自宅・携帯・勤務先 \_\_\_\_\_ 時ころ \_\_\_\_\_

電話連絡をさせていただいた場合のご都合のよい時間帯： 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時ころ \_\_\_\_\_

※内容確認のために電話連絡をさせていただく場合があります。  
 平日(月～金)の午前9時から午後5時までの間にご指定ください。

**D**

配偶者

年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
死亡 海外居住	死亡 海外居住

( )

**E**

第1順位

子	子	子	子
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住

( )

**F**

孫	孫	孫	孫
年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令	年 月 日 明 昭 令
未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住	未成年 死亡 海外居住

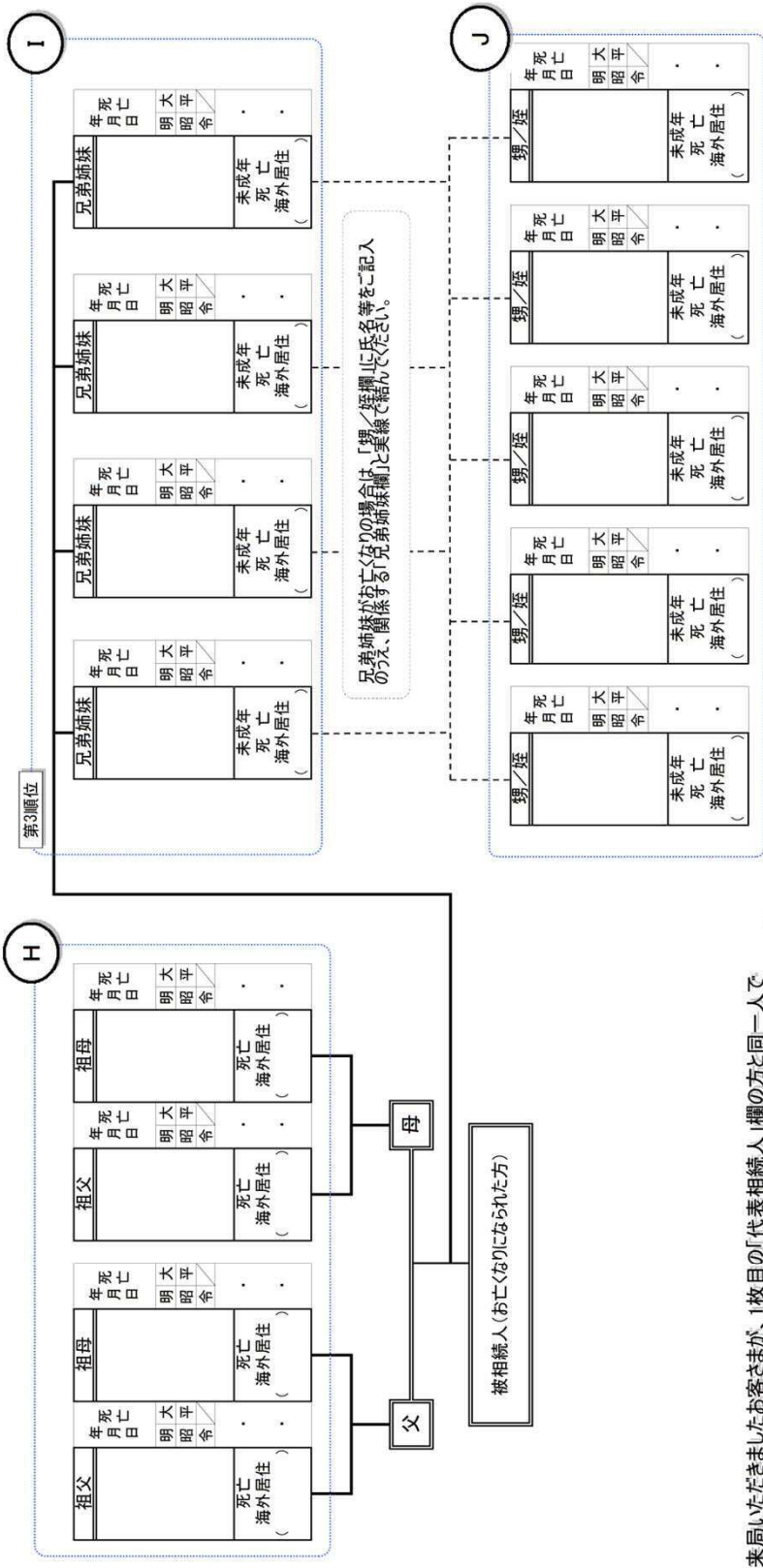
( )

お子さまがお亡くなりになった場合は、「孫欄」に氏名等をご記入のうえ、関係する「子欄」と妻線で結んでください。

ご来局されたお客様が代表相続人さまと同一人でない場合は、2枚目の「ご来局されたお客様」欄にご記入をお願いします。



# 相続確認表(ご相続人さま関係図) 2/2



●ご来局いただきましたお客さまが、1枚目の「代表相続人」欄の方と同一人でない場合は、お名前・ご連絡先などをご記入ください。

**K**

おとこ : 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前 : \_\_\_\_\_

ご連絡先 : ( \_\_\_\_\_ ) 自宅・携帯・勤務先

電話番号 \_\_\_\_\_

電話連絡をさせていただく場合のご都合のよい時間帯 : 午前・午後 \_\_\_\_\_ 時ごろ

※内容確認のために電話連絡をさせていただく場合があります。  
平日(月～金)の午前9時から午後5時までの間にご指定ください。

**L**

おとこ : 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前 : \_\_\_\_\_

ご連絡先 : ( \_\_\_\_\_ ) 自宅・携帯・勤務先

電話番号 \_\_\_\_\_

遺言執行者

おとこ : 〒 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

お名前 : \_\_\_\_\_

ご連絡先 : ( \_\_\_\_\_ ) 自宅・携帯・勤務先

電話番号 \_\_\_\_\_

同一人チェック欄

右記に該当する方と同一人の場合は、チェック欄に印を付けてください。以下記載は不要です

代表相続人さまと同一人

ご来局されたお客さまと同一人

●1枚目の「遺言書などの有無の確認」欄について、遺言執行者が指定されている場合は、お名前・ご連絡先などをご記入ください。